

販売規約

1 本販売規約の承諾

Zoho Corporation Private Limited（以下「当社」又は「Zoho」といいます。）のウェブサイト www.manageengine.jp（以下「本サイト」といいます。）にアクセスいただき、ありがとうございます。本文書（以下「本販売規約」といいます。）は、お客様又はお客様が代表となっている組織（以下いずれも「お客様」といいます。）と Zoho との間における法的な取り決めであり、本サイトからの ManageEngine ソフトウェア製品のダウンロード及び購入に適用されます。

お客様が本サイトを利用してソフトウェア製品をダウンロードすると、本販売規約及び下記エンドユーザーライセンス契約の条件を承諾したと見なされます。お客様が本販売規約又はエンドユーザーライセンス契約の条件に同意されない場合は、ダウンロード又は注文の手続きを継続せず、本サイトから離れてください。

2 目的

本サイトの目的及び意図は、本サイトからダウンロード又は購入が可能な当社提供のソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」といいます。）に関する情報を提供することです。

3 評価版のダウンロード

当社は、下記エンドユーザーライセンス契約（以下「EULA」又は「本契約」といいます。）で定める評価ライセンスに従って無償試用としてダウンロードできる本ソフトウェアを提供しています。お客様が本ソフトウェアの評価版のコピーを使用される場合は、EULA の当該条件が適用されます。

4 商用ライセンスの購入

お客様は、評価期間の満了後、年間ライセンス、通常ライセンス、又は商用ライセンスの無料版のいずれかを取得できます。お客様が本ソフトウェアのコピーを使用される場合は、EULA の当該条件が適用されます。

当社の日本の子会社であるゾーホージャパン株式会社（以下「ゾーホージャパン」といいます。）は、日本の各地域内での商用ライセンスの販売を担当しています。お客様が日本の各地域内で商用ライセンスを購入された場合、ゾーホージャパンの価格又は販売規約が適用されます。お客様には、支払いを保証するため、ゾーホージャパン又はゾーホージャパン認定販売代理店に有効なクレジットカード番号、又はその他許容できる支払い手段を提供する責任があります。ゾーホージャパン又はゾーホージャパン認定販売代理店は、お客様から提供されたクレジットカード番号が無効である場合、注文をキャンセルする権利を留保します。

エンドユーザーライセンス契約

以下の各条件は、ManageEngine 製品（以下「本ソフトウェア」といいます。）の使用に関する、お客様と Zoho との間で拘束力を有する取り決めです。

1 評価ライセンス

Zoho は、ダウンロード又はインストールの日から 30 日間、バイナリオブジェクトコード形式で本ソフトウェアを試用、評価できる非独占的かつ譲渡不能の評価ライセンスをお客様に許諾します。本ライセンスは本ソフトウェアがダウンロード又はインストールされ次第開始となり、その 30 日後に終了となります（以下「評価期間」といいます。）。

お客様が評価期間後に本ソフトウェア（無料版又は Professional/ Essential Edition 等の商用ライセンス）を使用するつもりがない場合には、お客様のコンピューターにインストールしたすべてのコピーを直ちに削除してください。お客様が本ソフトウェアをその他の用途に使用すること、その他本項の条件に従って再販のために提供することは禁止されています。本契約で具体的にお客様に付与されている権利以外はすべて、Zoho が留保します。

2 商用ライセンス

（1）無料版：お客様が評価期間後も無料版を使用する場合、Zoho は、永久に無料で本ソフトウェアの無料版を使用できる非独占的かつ譲渡不能の世界全域で有効なライセンスをお客様に許諾します。

（2）年間ライセンス：お客様が年間ライセンスを選択した場合、Zoho は、本ソフトウェアを使用できる有料、非独占的かつ譲渡不能の世界全域で有効なライセンスをお客様に許諾します。この中には、お客様に権利が与えられているユーザー文書、アップデート及びアップグレードに加え、お客様の契約期間中にお客様に提供されるプラグインも含まれます。ただし、かかるアクセス及び本ソフトウェアの使用には、Zoho が許諾するシングルインストレーションライセンスに従うものとします。年間ライセンスでは、本ソフトウェアのライセンスが 1 年間の契約期間のみ許諾されます。本ソフトウェアの使用を継続するには、お客様は、契約期間満了の 10 日前までにライセンスを更新しなければなりません。お客様は、ライセンスを更新しない場合、契約期間の終了後、本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアをお客様のシステムから削除することに同意します。

（3）通常ライセンス：お客様が通常ライセンスを選択した場合、Zoho は、本ソフトウェアを使用できる有料、非独占的、譲渡不能かつ永久の世界全域で有効なライセンスをお客様に許諾します。この中には、お客様に権利が与えられているユーザー文書、アップデート及びアップグレードに加え、お客様に提供されるプラグインも含まれます。ただし、かかるアクセス及び本ソフトウェアの使用には、Zoho が許諾するシングルインストレーションライセンスに従うものとします。

「使用」とは、お客様が取得したライセンスに従った本ソフトウェアの保存、配置、インストール、実行又は表示をいいます。

「シングルインストレーションライセンス」とは、提供されたライセンスキーを使って本ソフトウェアを 2 台以上で同時に使用してはならないことをいいます。

3 サードパーティーの製品

本ソフトウェアには、サードパーティーにより考案されたソフトウェアが含まれている場合があります。本契約の他の条項の一般的適用性を制限することなく、お客様は、以下に同意します。

(1) 本ソフトウェアに組み込まれているサードパーティーのソフトウェアの権利は、同ソフトウェアを提供したサードパーティーが留保すること

(2) 本ソフトウェアとともに使用できる当該サードパーティーのソフトウェアをいかなる方法でも配布しないこと

4 使用上の制限

1 本契約のその他一切の条件に加え、お客様は以下を行ってはならないものとします。

(1) 1つの本ソフトウェアを複数のCPUにインストールすること

(2) 本ソフトウェア又はそのコピーから著作権、商標その他の所有権表示を削除すること

(3) 一時的な緊急目的のため、バックアップコピー又はアーカイブコピーを1部作成する場合以外でコピーを作成すること

(4) 本ソフトウェア又はその一部を、単体として又はお客様のアプリケーションの一部として、賃貸、リース、ライセンス許諾、サブライセンス許諾、又は配布すること

(5) 本ソフトウェアを変更又は強化すること

(6) コンピューターベースのサービス業で本ソフトウェアを使用すること、本ソフトウェアの視覚的出力を公の場で表示すること、他の人又は組織のために本ソフトウェアを使用すること

(7) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行うこと

(8) 第三者に本ソフトウェアへのアクセス、その使用又はサポートを許可すること

2 ポータルサイト上に本ソフトウェアの使用許諾の範囲について別途定められている場合は、当該定めに従うものとします。「ポータルサイト」とは、お客様が、登録事項その他 Zoho 所定の情報を確認できる、Zoho が提供する ManageEngine Community をいいます。

5 ユーザー登録

1 年間ライセンス又は通常ライセンスのお客様は、本ソフトウェアの使用に先立ちユーザー登録を行うものとします。

2 お客様は、登録事項が全て正確であることを保証します。

3 Zoho 又はゾーホージャパンは、ゾーホージャパン所定の基準により、ユーザー登録の可否を判断し、これを認める場合には、お客様に対し、ライセンスキーその他 Zoho 所定の情報を通知します。

4 Zoho 又はゾーホージャパンは、お客様が以下のいずれかに該当すると Zoho 又はゾーホージャパンが判断した場合、理由を一切開示することなく、ユーザー登録を認めないことができます。これによってお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

(1) ゴーホージャパン所定の方法によらずに登録の申込を行った場合

(2) 登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

(3) 本契約に違反するおそれがある場合

(4) 過去に本契約に違反した者又はその関係者である場合

(5) その他登録が妥当でない場合

5 お客様は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに Zoho 又はゾーホージャパン所定の方法により、登録事項の変更の手続きを行うものとします。お客様がこれを怠ったことにより損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

6 ライセンスキー等

1 Zoho 又はゾーホージャパンは、お客様に対し、Zoho 所定の方法により、ライセンスキー等を発行するものとします。

2 お客様は、自己の責任において、ライセンスキー等を適切に管理・保管するものとし、これを第三者に開示・使用させたり、貸与、譲渡、売買、担保提供等をしてはならないものとします。

3 お客様によるライセンスキー等の管理不十分、使用上の過誤、不正使用等によってお客様が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

7 技術サポート

年間ライセンスの一部として、Zoho は、追加費用なしで契約期間中、問題報告のためのメールサポート、製品アップデート、アップグレード及び製品文書へのオンラインアクセスなどのサポートを提供しています。製品文書へのオンラインアクセス、製品アップデート、アップグレード、サービスパック及びメールサポートなどの技術サポートは、通常ライセンスには含まれていません。お客様は、Zoho としかるべき契約を締結することにより、ライセンスに対する技術サポートサービスを購入できます。

通常ライセンスには、1年間のサポートサービスのみ含まれています。その翌年については、お客様は別途サポートサービスを購入できます。

8 契約期間

1 本契約の期間開始日は、無料版及び評価版の場合、本ソフトウェアがサーバー等にダウンロードされ、本契約が成立した時点とし、年間ライセンス及び通常ライセンスの場合は、ユーザー登録で定めているユーザーの登録が行われ、本契約が成立した時点とします。

2 無料版の場合、本契約は期間の定めのない契約とし、本契約が終了（その理由は問いません。）するまでの間、有効とします。

3 評価版の場合、本契約は Zoho が別途定める満了日をもって満了するものとします。

4 無料版又は評価版のお客様が年間ライセンス又は通常ライセンスを購入する場合、第1項の時点で、本契約が無料版又は評価版から年間ライセンス又は通常ライセンスへと切り替わります。

5 通常ライセンスの場合、本契約は期間の定めのない契約とし、本契約が終了（その理由は問いません。）するまでの間、有効とします。

6 年間ライセンスの場合、本契約の期間満了日は、本ソフトウェアが Zoho、ゾーホージャパン又はその認定販売代理店から納入された日が属する月の翌月1日から起算して1年とします。ただし、上記納入日がその月の初日（すなわち1日）である場合は、当該納入日から起算して1年とします。本契約の期間満了日の前日までに、お客様から、本契約を更新する旨の通知がない限り、本契約は期間満了によ

り終了します。更新する旨の通知があった場合は、同一条件で1年間継続し、改めて、更新後の本契約の期間満了日の前日までに、お客様から、本契約を更新する旨の通知がない限り、本契約は期間満了により終了します。以降も同様とします。

9 解除等

1 Zoho は、お客様が以下の各号のいずれかに相当又は該当すると判断した場合は、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 本契約のいずれかの条項に違反し、Zoho 指定期間内に違反状態が是正されない場合
 - (2) 支払停止若しくは支払い不能となり、又は、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあった場合
 - (3) 自ら振出し、又は引受けた手形又は小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (5) 租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
 - (6) 解散又は営業停止状態となった場合
 - (7) 第2号乃至前号の他、お客様の信用状態に重大な変化が生じたと Zoho が判断した場合
 - (8) 監督官庁より事業停止命令を受け、又は事業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
 - (9) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合
 - (10) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている場合
 - (11) Zoho に対する重大な背信行為があった場合
 - (12) その他、当社がお客様による本ソフトウェアの使用を適当でないと判断した場合
- 2 お客様は、前項各号のいずれかに該当し、又は、該当すると Zoho が判断した場合は、Zoho 又はゾーホージャパンに対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちにゾーホージャパンに対する全ての債務の履行をしなければなりません。
- 3 第1項に基づき本契約が解除された場合でも、お客様が支払った代金は返還されないものとします。
- 4 無料版及び評価版に関しては、当社はいつでも本契約を解除することができます。
- 5 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

10 帰属及び知的財産

本ソフトウェアに対する一切の権利、権原及び利益は Zoho が所有します。本ソフトウェアの提供を中止する権利、そのリリースを行わない権利、本ソフトウェアの価格、特長、仕様、性能、機能、ライセンス許諾条件、リリース日、一般公開又は特性を変更する権利にかかわらず、本契約でお客様に付与されている権利以外はすべて Zoho が明示的に留保します。本ソフトウェアは Zoho がお客様にその使用を許諾するものであり、販売するものではありません。

1.1 監査

Zoho は、通常の営業時間中にお客様の施設において本ソフトウェアの使用状況を監査する意向を7日前までに書面で通知することにより、当該監査を行う権利を有します。

1.2 秘密保持

1 本ソフトウェアには、Zoho の専有情報が含まれています。お客様は本契約により、本ソフトウェアの秘密保持のためにあらゆる合理的な努力を払うことに同意します。お客様は、本ソフトウェアに触れる、又はアクセスするお客様の従業員に本契約の条件を十分に通知するとともに、当該従業員による当該条件の遵守を確保するため、合理的な努力を払うことにも同意します。この中には、当該従業員が本契約で認められていない目的に本ソフトウェアの一部を使用することを知りながらその許可を与えてはならないことなどが含まれます。

2 お客様は、本契約に関連して Zoho 又はゾーホージャパンがお客様に対して秘密に扱うことを指定して開示した情報について、Zoho 又はゾーホージャパンの事前の書面による承諾がある場合を除き、開示目的以外に使用せず、また、第三者に開示しないものとします。

1.3 個人情報の取扱い

当社は、個人情報を、ゾーホージャパン所定の「個人情報保護方針」に従って、適切に取り扱います。

1.4 保証の否認

1 Zoho は、本ソフトウェアにエラーがないことを保証していません。本契約で規定されている場合を除き、本ソフトウェアは、商品性及び特定目的への適合性の保証、並びに本ソフトウェアの使用により得られる成果や結果についての保証など、一切の保証がない「現状有姿」で提供されています。お客様は、本ソフトウェアを使用することの適切性の判断について全責任を負い、プログラムエラー、データ、プログラム、機器の破損や喪失・紛失、使用不能状態、動作中断といったリスクなど、その使用に伴うあらゆるリスクを負担します。

2 本ソフトウェアの詳細な仕様は、Zoho が別途定めるものとします。当社は、本ソフトウェアの仕様の改良、追加、削除等の変更を行うことがあり、お客様は、これを予め承諾します。Zoho は、お客様に対し、本契約締結時における本ソフトウェアと同等の仕様を永続的に保証するものではありません。

3 お客様が Zoho 又はゾーホージャパンから直接又は間接に、本ソフトウェアに関する情報を得た場合であっても、Zoho は、お客様に対し、本契約において規定されている内容を超えて、いかなる保証も行わないものとします。また、販売代理店がお客様に対して用意している注文書その他書面に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、また本契約の内容に影響を与えるものでもありません。

1.5 責任の制限

いかなる場合も、プログラムの使用又は使用不能に起因する特別、付随的、間接的、懲罰的若しくは派生的損害、又は取引上の損失、逸失利益、事業の中断若しくは業務情報の喪失に対する損害、あるいは他者による請求については、当該損害の可能性が Zoho に通知されていたとしても、Zoho がお客様又は第三者に対して責任を負うことは一切ありません。Zoho が本契約に基づく義務又は本ソフトウェアに関

して負う責任の総額は、お客様が本ソフトウェアに対して支払ったライセンス料の金額を超えることはありません。

16 補償

1 Zoho は、本ソフトウェアが第三者の有効な特許、著作権、営業秘密権に対して侵害又は違反しているとの申立てに起因するあらゆる請求、訴訟、手続きについて、お客様を補償し、防御することに同意します。ただし、お客様が以下を行うことを条件とします。

- (1) 当該請求について速やかに書面で Zoho に通知すること
- (2) 防御又は和解において Zoho の費用負担で Zoho に協力すること
- (3) 防御及び関連するすべての和解交渉における指揮権を Zoho に与えること

上記は、知的財産の侵害に関する、本契約に基づく Zoho のお客様に対する唯一の義務であり、お客様の唯一かつ排他的な救済であるものとします。

2 侵害の請求が以下のいずれかに起因する、又は起因するとされている場合、Zoho には補償の義務が一切ないものとします。

- (1) Zoho が支給したプログラムや機器以外のものと本ソフトウェアを組み合わせ、運用し、又は使用したこと
- (2) Zoho 以外の者による本ソフトウェアの変更
- (3) Zoho が規定している本ソフトウェアの交換又は変更をお客様が合理的な期間内に実施しなかったこと

3 お客様は、本ソフトウェアの使用に関連して Zoho に損害を与えた場合、Zoho に対し、その損害を賠償するものとします。

4 前項の損害賠償とは別に、お客様は、本ソフトウェアを不正に使用した場合（本契約期間中に、使用可能な範囲を超えて本ソフトウェアを使用した場合、及び本契約終了後も、本ソフトウェアを本サーバー等から削除しなかった場合など）、本ソフトウェアの代金の2倍の金額を不正使用の違約金として支払うものとします。

17 終了

本契約は、いずれかの当事者が終了させるまで有効です。お客様は、ご自身が保有する本ソフトウェアのすべてのコピーを破棄、又は Zoho に返還することにより、本契約をいつでも終了できます。Zoho は、その理由を問わず（お客様が本契約の条件に違反した場合など）、本契約を終了できます。本契約が終了次第、お客様は本ソフトウェアのすべてのコピーを破棄、又は Zoho に返還し、把握している一切のコピーが破棄されたことを書面で保証するものとします。秘密保持、所有権、非開示及び責任の制限に関するすべての条項は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

18 連絡

1 当社からお客様への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、本ソフトウェア上での表示又は当社サイトへの掲載等、当社が適当と判断する手段によって行います。当該連絡が、電子メールの送信、本ソフトウェア上での表示又は当社サイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信さ

れた時点でお客様に到達したものとします。

2 お客様から Zoho への連絡は、Zoho 所定の問合せフォームから、又は問合せ用メールアドレス宛に行うものとします。当社は、問合せフォーム又は問合せ用メールアドレス以外からの問い合わせについては、対応できないものとします。

19 権利義務の譲渡

1 お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとします。

2 Zoho が、本ソフトウェアに係る事業を第三者に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。）した場合には、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務並びに登録事項、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客様は、かかる譲渡に予め同意します。

20 準拠法及び管轄

本契約はあらゆる点で、日本の法律の法の抵触に関する原則の適用を除き、日本の法律に準拠し、同法律に従って解釈されるものとします。お客様は、日本の裁判所の人的管轄権に服することに同意します。本ソフトウェアに関連してお客様と Zoho の間で紛争が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

21 一般条項

1 本契約は、両当事者間の完全な合意を構成し、本ソフトウェアに関する両当事者間の従前のあらゆる連絡事項、了解事項、合意事項に優先します。本契約の権利放棄又は変更は、本契約の両当事者が署名した書面で行われた場合のみ効力を生じるものとします。本契約のいずれかの部分が無効又は強制不能であると判断された場合、その他の部分は、両当事者の意図を十分にくみ取って解釈するものとします。

2 お客様は、Zoho が、以下のいずれかの場合に本契約をいつでも任意に変更できるものとすることを認め、これに同意します。

(1) 本契約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき

(2) 本契約の変更が、本契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

3 Zoho は、前項による本契約の変更にあたり、本契約の変更の効力発生日の30日前までに、変更する規定の内容及び変更の効力発生日を、Zoho サイトに掲載する方法によってお客様へ通知します。

4 お客様が本契約の変更後も本ソフトウェアを使用する場合、本契約の変更に同意したものとみなします。

以上

2016年4月1日 制定

2020年9月13日 改定